

各 部 局 室 長 様
各 総 合 支 所 長 様

財 政 部 長

令和8年度予算編成要領

令和8年度予算編成に当たり、別途市長から指示された「予算編成方針」に基づき、下記のとおり予算編成要領を定めたので通知します。

記

1 経費区分

一般会計経費について、次に掲げる区分に沿って要求・編成を行うものとする。

(1) 政策的経費

下記「①」から「⑥」に区分

① 主要投資事業

対象経費：財政課より別途通知する投資事業に要する経費

査定方式：一件査定

提出資料：重点事業説明資料（主要投資事業）

② 重点施策推進枠

下記「ア」及び「イ」に区分

査定方式：一件査定

提出資料：重点事業説明資料（重点施策推進枠）

留意事項：事業ごとに業績評価指標による評価を行うものであることを踏まえ、進捗・実績の管理を不断に行うこと

ア 子育て支援事業

対象経費：政府の「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、今後3年間の集中的な取組と位置付けられている以下の具体的政策（加速化プラン）に沿った事業

◇ ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

- ◇ 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- ◇ 共働き・子育ての推進
- ◇ こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

イ 希望の街トップギア事業

対象経費：令和7年度6月補正以降に新たに開始する「希望の街・下関」を実現するための政策的事業

- ◇ 財政課より別途通知する「希望の街トップギア事業分類一覧」のいずれかの分類に該当するもの
- ◇ 他の経費区分に該当するものは除くこと

③ 公共施設マネジメント推進事業

下記「ア」、「イ」及び「ウ」に区分

査定方式（全区分共通）：一件査定

提出資料（全区分共通）：重点事業説明資料（公共施設マネジメント推進事業）

ア 個別施設計画に基づく改修・解体事業

対象経費：「個別施設計画」に基づき、当該計画の進捗を図るための改修及び解体を行う事業に要する経費（財政課より別途通知）

留意事項：予算要求時までに「個別施設計画」策定済の施設を対象とする。

通知にない施設で対象となる事業がある場合は、事前に財政課費目担当へ相談すること

イ 未利用財産検討委員会承認事業

対象経費：「未利用財産検討委員会」において、優先度が「高」もしくは「中」として整理された事業に要する経費（資産経営課より別途通知）

ウ 公共施設マネジメント事前協議事業

対象経費：「公共施設マネジメント事前協議」で承認された施設整備に要する経費

留意事項：政策的経費区分①、②、④のいずれかに該当する場合は当該区分で要求すること

④ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業

対象経費：「地域再生計画」に基づき交付される「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」を活用して行う事業に要する経費

査定方式：一件査定

提出資料：重点事業説明資料（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））

留意事項：以下のとおり

- ◇ 地域再生計画の計画期間内に限って事業を実施すること（従前同様）
- ◇ 事業ごとに業績評価指標による評価を行うものであることを踏まえ、進捗・実績の管理を不断に行うこと

⑤ 特記事業

下記「ア」から「コ」に区分

査定方式（全区分共通）：一件査定

提出資料：重点事業説明資料（特記事業）

ア 希望の街シフトアップ事業

対象経費：以下のとおり

- ◇ 令和6年度当初予算における「希望の街シフトアップ事業」区分により新たに予算措置がなされた事業のうち継続を希望するものに要する経費

留意事項：以下のとおり

- ◇ 事業開始年度を含めて3会計年度以内に事業を終了すること（従前同様）
- ◇ 令和7年9月8日付下財第727号にて通知した「希望の街シフトアップ事業に係る令和8年度の方針について（通知）」の方針を踏まえること。

イ システム改修・運用保守経費

対象経費：以下のとおり

- ◇ 業務等に用いるシステムの改修に要する経費
- ◇ 上記システムの運用保守に要する経費のうち、歳出節が「12 委託料」「13 使用料及び賃借料」に該当するもの（システム単位での合計額が1件当たり500千円／年度以上のものに限る。）

ウ 大規模改修経費

対象経費：施設・設備の改修に要する経費であって、1件当たりの金額が3,000千円／年度以上であるもの

エ 新設施設に係る維持管理経費

対象経費：供用開始後2年未満の施設の維持管理に要する経費（部局裁量経費への移行分を除く。）

オ 単年度で実施するソフト事業経費

対象経費：1会計年度に限って行うイベントや事務に要する経費

留意事項：上記ア～エに該当するものについては各区分において要求すること

カ 制度変更に伴う見直しを要する経費

対象経費：法令・制度の改正に伴い事業費に変更が生じる経費

キ 災害復旧事業に要する経費

対象経費：災害復旧事業に要する経費

ク 県施行事業等負担金、国基準に基づき行う事業経費

対象経費：国・県が事業費及び本市の負担区分等を決定する事業に要する経費

ケ デジタル改革事業

対象経費：「下関市行政 DX 基本方針」（令和 5 年 3 月策定）において、基本方針を具体化するための取組及び行政 DX と合わせて取り組む事項と位置付けられている以下の事業

- ◇ マイナンバーカードの普及促進
- ◇ 行政手続のオンライン化
- ◇ 窓口業務のデジタル化
- ◇ オープンデータの推進
- ◇ 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ◇ A I ・ R P A の利用推進
- ◇ 多様な働き方改革の推進
- ◇ デジタル人材の確保・育成
- ◇ セキュリティ対策の徹底
- ◇ デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ◇ デジタルデバйд対策

コ 脱炭素社会推進事業

対象経費：政府の「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、地方公共団体の基本的役割のうち、「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」として例示されている以下の事業

- ◇ 再生可能エネルギー等の利用促進
- ◇ 徹底した省エネルギーの推進
- ◇ 脱炭素型の都市・地域づくりの推進
- ◇ 循環型社会の形成
- ◇ 事業者・住民への情報提供と活動促進

⑥ ふるさとしものせき応援基金事業

対象経費：「ふるさとしものせき応援基金の充当要望事業に対する可否決定」において採択された事業（企画課より別途通知）に要する経費

提出資料：重点事業説明資料（ふるさと基金事業）

(2) 義務的経費

下記「①」から「⑤」に区分

① 人件費

対象経費：歳出節が「01 報酬」「02 給料」「03 職員手当等」「04 共済費」「05 災害補償費」「06 恩給及び退職年金」に該当する経費

査定方式：一件査定

留意事項：以下のとおり

- ◇ 事業支弁人件費については当該事業の区分において要求すること
- ◇ 常勤職員に係る経費については、令和7年度当初予算額と同額を要求すること
- ◇ 会計年度任用職員に係る経費については、職員課より通知する報酬単価等に基づいて積算し、同課に報告した額と同額を要求すること

② 扶助費

対象経費：以下のとおり

- ◇ 歳出節が「19 扶助費」に該当する経費
- ◇ 上記に準ずる補助金
- ◇ 上記に準ずる委託料
- ◇ 上記に付随する事務費

査定方式：一件査定

留意事項：以下のとおり

- ◇ 国・県制度に基づく事務・事業に要する経費については、国・県の予算編成の動向を見ながら現行制度に基づく単価で要求すること（制度改定が確定しているものについては改定後の単価で積算）
- ◇ 市単独制度として実施している事務・事業に要する経費については、事業の効果・必要性について不断の検証を行うとともに、拡大を図る場合、その財源については他の市単独制度の組換えにより捻出すること

③ 公債費

対象経費：以下のとおり

- ◇ 歳出款が「12 公債費」又は歳出節が「22 償還金、利子及び割引料」に該当する経費
- ◇ 債務負担行為等による元利補給補助金
- ◇ 債務負担行為を前年度までに設定している経費のうち、歳出節が「13 使用料及び賃借料」に該当するもの

査定方式：一件査定

④ 繰出金

対象経費：「令和 7 年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和 7 年 4 月 1 日付け総財公第 28 号総務副大臣通知）に基づく繰出金、その他特別会計への繰出し又は地方独立行政法人に対する補助に要する経費

査定方式：一件査定

⑤ 指定管理経費

対象経費：以下のとおり

- ◇ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理に係る契約・協定を根拠として施設の管理者に対して支払う指定管理料
- ◇ 財政課より別途通知する事業経費

査定方式：一件査定

（３）部局裁量経費

対象経費：上記（１）及び（２）に該当しない事業に要する経費

査定方式：枠配分方式（部局内での調整を尊重）

留意事項：以下のとおり

- ◇ 財政課より別途通知する額（令和 7 年度当初予算における「部局裁量経費」の額をベースに調整を行った額の 100％）の範囲内において要求すること
- ◇ 地方財政計画の状況等により一般財源の見通しに変動が生じた場合には再調整・再配分を行う可能性があること

（４）要求基準外経費

上記（１）、（２）及び（３）のいずれの区分においても要求が困難な経費について、本区分において要求を認めることとする。

ただし、各部局においては、以下の留意事項を十分に斟酌された上で、本区分での予算要求を検討されたい。

- ◇ 本市の厳しい財政状況に鑑み、予算編成上優先して取り扱うことは困難であること
- ◇ 本区分において要求された項目については、再度の復活要求が認められるものではなく、財政部査定以降の変更を要求するに当たっては、（３）部局裁量経費の組換えを要するものであること

2 一般財源要求限度額

従前の取扱い同様、一般財源の要求額に係る部局室ごとの上限として、財政課より別途通知する額（令和7年度予算における一般財源額をベースに調整を行った額の100%）以内と設定する。

各部局室においては、この設定の遵守に努めるとともに、真にやむを得ない事情がある場合は、事前に財政課費目担当へ相談した上で、別途通知する様式を提出すること。

なお、上限設定の際に、人件費及び公債費については対前年度当初予算一般財源額をベースに調整を行った額の100%で配分している。

また、下記の区分については、一般財源要求限度額とは別枠として取り扱うものとする。

- ◇ 1（1）① 主要投資事業
- ◇ 1（1）② 重点施策推進枠
- ◇ 1（1）③ 公共施設マネジメント推進事業
- ◇ 1（1）④ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業

3 歳入に係る留意事項

下記の費目ごとの留意事項を確認するとともに、積極的な財源確保に取り組むこと。なお、歳入の見積りに当たっては、過大な見積りにより決算において歳入不足とならないよう、十分に留意すること。

（1）国・県支出金

国・県等関係機関と十分に連絡をとるとともに、制度改正等の見通しを的確に把握し、積極的な働きかけにより、国・県支出金の確保に努めること。

また、制度改正により新規事務・事業や歳出増が生じる場合には、既存事業の見直しや既定経費の圧縮・振替等による財源の確保を行うこと。

（2）使用料及び手数料

「受益者負担の見直し基準」（平成25年10月策定）に基づく使用料及び手数料の見直しを進めていることを踏まえ、新規の設定又は料金改定を行う場合は、要求時の資料として「使用料算定シート」を提出すること。

物価高騰分を施設使用料等へ転嫁する必要があるものは、適切に使用料等の改定を行うこと。

（3）市債

地方債残高の増嵩を防ぐ観点から、後年度の財政負担を考慮し、要求限度額は令和7年度当初予算の同額以内と設定する。

各部局室においては、この設定の遵守に努めるとともに、真にやむを得ない事情がある場合は、事前に財政課費目担当へ相談した上で、別途通知する様式を提出すること。

なお、下記の区分については、市債要求限度額とは別枠として取り扱うものとする。

- ◇ 1 (1) ① 主要投資事業
- ◇ 1 (1) ② 重点施策推進枠
- ◇ 1 (1) ③ 公共施設マネジメント推進事業
- ◇ 1 (1) ④ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業

4 歳出に係る留意事項

「1 経費区分」の記載及び下記の費目ごとの留意事項を確認するとともに、本市の厳しい財政状況を踏まえ、事業の優先度に応じた財源の配分、事業の選択と集中を図ること。

(1) 物件費

下記に留意し、不断の見直しにより節減に努めること。

- ◇ 旅費については、定例的な大会・協議会への参加等は、やむを得ないものを除き取り止めること
- ◇ 需用費については、最新の「物品単価表」並びに令和7年度の実施単価を参考にすること
- ◇ 委託料については、事務・事業の委託の可能性を検討するとともに、既に実施している委託についても、業務内容、必要性、効果、採算性等を再検討し、「委託料調書」を提出すること

(2) 維持補修費

施設の長寿命化に要する経費については、老朽化の度合いや措置の緊急度等を考慮するとともに、原則として、個別施設計画を策定した上で1 (1) ③ 公共施設マネジメント推進事業経費の活用を図ること。

(3) 補助金及び負担金

「下関市補助金ガイドライン」（平成29年3月策定）に基づき、不断の見直しを行うこと。
要求に当たっては、「負担金・補助金調書」を添付すること。

(4) 投資的経費

補助事業については、承認が得られず後日予算の減額又は単独に振替えることのないよう、関係機関との連絡を密にし、的確に見積ること。

なお、執行に当たっては、財源を国・県支出金、分担金、市債及びその他特定収入に求める事業について、その収入が歳入予算に比して減少する場合は、歳出予算もその減少割合に応じて執行することとする。

5 施設の新設・増設

「下関市公共施設マネジメント基本方針」（平成 27 年 3 月策定）の趣旨を踏まえ、施設の適正配置と施設総量の縮減の観点から、新設・増設の必要性を慎重に検討すること。

その上で、施設の新設・増設に係る予算を要求するに当たっては、中長期の管理運営計画を作成し、イニシャルコストのみならずランニングコストについても要求時の資料として提出すること。

6 企業会計・特別会計

地方公営企業法の規定を適用する企業会計については、企業経営の原理に基づき、経営の合理化を推進し、健全経営に努めること。

また、企業会計以外の特別会計については、独立採算制の理念に基づき、経営の合理化・健全化、自主財源の確保等に努め、安易に一般会計からの繰入れに依存しないこと。

あわせて、中・長期の収支計画及び今後の経営方針については、特別会計設置の趣旨を充分理解のうえ定めること。その他、一般会計に準じて要求すること。

7 不用額

予算の不用額が多額にのぼる事例が多く見受けられることについては、限りある財源の有効配分を図る上において極めて不適切であることから、予算要求に当たっては事務・事業ごとに前年度の執行率の把握に努めること。

不用額が多額となっている場合にはその原因・理由を検証した上で、年度内に執行可能な事業量を検討し、事業の必要性・合理性が低いと判断されるものについては、廃止を含めた見直しを行うこと。

8 その他

継続費、債務負担行為については、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過重な財政負担を招かぬよう留意すること。

他の部局室と関連する事務・事業については、事前の協議を充分に行い、遺漏・重複等の無いよう留意すること。

別途指定する方法により要求書を提出すること。